

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第4回会議配布資料	資料 3
令和5年8月23日	

イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、カナダ、  
オーストラリア、ニュージーランド、スウェーデン、  
フィンランド、韓国における犯罪歴照会制度に  
関する資料

イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、  
カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、  
スウェーデン、フィンランド、韓国における  
犯罪歴照会制度に関する資料

## イギリス、ドイツ、フランスの犯罪歴照会制度

- イギリス、ドイツ、フランスでは、職種に関わらず被用者(本人)又は使用者が犯罪歴証明書を求めることができる制度が存在。また3か国とも、こどもの安全確保を目的に、こどもに関わる職種については犯罪歴照会を行うことを義務化している。
- 以下に各国のこどもと関わる職種についての犯罪歴照会制度の沿革概要を記載する。

	イギリス	ドイツ	フランス
現行制度 (証明書名称も含む)	DBSチェック制度	無犯罪証明書	国家前科簿発行制度/FIJAIS登録情報
制度実施機関	DBS(Disclosure and Barring Service)	連邦司法省 第4局	司法省 刑事・恩赦局 国家犯罪記録部
制度関係法	1974年更生保護法・1997年警察法 2006年脆弱階層の安全確保法 2012年自由保護法	連邦中央登録簿法 社会法典第8編	刑事訴訟法典 社会活動及び家族法典 少年刑事司法法典
制度沿革概要  ※各国のこどもと関わる職種に関する犯罪歴照会制度沿革概要	1986 <b>公的機関に採用される者の犯罪歴チェック制度が確立</b> 公立学校や公立病院等の公的機関に直接採用される被用者、ボランティアを対象に犯罪歴証明書請を利用する制度が確立。	2010 <b>拡張無犯罪証明書発行制度の追加</b> 未成年者に関わる職業には、 <b>拡大無犯罪証明書が必要</b> となった。また、拡張無犯罪証明書は犯罪の重さに関わらず全ての性犯罪が記載。	1899 <b>前科簿がフランス全国で制度化</b>
	1997 <b>2種類の犯罪歴証明書の発行制度を導入</b> 使用者が一定の条件に当てはまる場合に利用できる犯罪歴証明書と、 <b>18歳以下の未成年と定期的にかかわる一定の職種に採用する際に利用できる拡張無犯罪証明書の発行制度が規定</b> 。拡張無犯罪証明書には、職種の適格性について警察が記載するべきとする事項も記載することが規定。		2004 <b>性犯罪の加害者データをまとめたFIJAIS登録情報ファイルの創設及び閲覧制度の確立</b> 司法当局、未成年者との接触を伴う活動、職業に関する承認申請の審査を行う一部の行政機関のみ閲覧が可能な制度。
	1999 <b>内務省が保健・教育分野のこどもと接する職業への就業禁止者リストを保持することが規定</b>	2012 <b>拡張無犯罪証明書取得対象者の拡大</b> 社会法典第8編に「有罪判決を受けた関連人物の活動からの除外」の項目が新設され、 <b>未成年者と関わるパートタイム職員やボランティアにも拡張無犯罪証明書を利用することが義務化</b> 。また、地方自治体や、こどもを対象とした社会福祉サービスに係る非営利の事業者は、性犯罪等の特定犯罪の有罪判決を受けた者をこどもの福祉に関する職種へ雇用したり配置したりしてはならないことが規定。	2016 <b>未成年者と関わる職種について前科簿第2号票とFIJAIS登録情報の利用が可能となる</b> 行政が直接的又は間接的に管理している未成年者との定期的な接触を含む専門的又は社会活動を行う者の採用にあたって前科簿第2号票とFIJAISの登録情報を国家犯罪記録部が提供することが定められる
	2006 <b>こどもと関わる職種に就こうとする者の背景調査と就業禁止者管理をする制度が確立</b>		公立教育機関において職員採用時と毎年 <b>前科簿第2号票とFIJAIS登録情報にて犯罪歴照会することが義務付け</b>
	2012 <b>DBSチェック制度の確立</b> こどもと関わる全ての職種やボランティア等も犯罪歴チェックを行うことを規定。		2018 <b>私立教育機関における採用時と毎年の前科簿第2号票とFIJAIS登録情報での犯罪歴照会を義務付け。</b>

# イギリスにおける犯罪歴照会制度

## 犯罪歴照会制度

- イギリスでは、**基本的に職種に関わらず使用者が被用者の犯罪歴照会を求めることができることとなっている**。ただし、**子どもに関わる職業又は活動を行う使用者が子どもに対する性的虐待等の犯罪歴がある者を使用することは犯罪と定められている**ため、子どもに関わる職種の使用者において被用者の犯罪歴照会を行うことが義務化されている。※イギリスにおける「子ども」は18歳未満のことを指す
- 前歴開示(Disclosure)は、Disclosure and Barring Service(DBS)(前歴開示・前歴者就業制限機構)が行い、DBSは他にも「子どもや脆弱な大人と接する仕事に就けない者のリスト」の作成(就業禁止決定(Barring))も行っている。
- 前科情報等のデータは、内務省等の別組織によって管理・保管され、DBSはそのデータベースを利用する形で運用を行っている。

## Disclosure and Barring Service (前歴開示・前歴者就業制限機構)

### ○機関の位置付け:

NDPB(Non-departmental Public Body)

※議会に対して直接説明責任を負うが、省には属さない公的機関

### ○政府組織とDBS

内務省 (Home Office)	DBS組織に関する法律等所管
司法省 (Ministry of Justice)	DBSが発行する証明書の記載内容等を規定する法律所管
教育省 (Department for Education) 保健省 (Department of Health & Social Care)	教職員の登録審査等の際にDBSチェックを利用すること等のガイダンス文書等作成

### ○体制: ※2021年度の人数

- ・経営部門(Board):7名
- ・運営部門(Operating segment):1258名
  - ↳運営(Chief Executive Office)
  - ↳人事・総務(People & External Relations Unit)
  - ↳財務(Finance and Commercial Unit)
  - ↳IT管理(Information Directorate)
  - ↳就業禁止者リスト管理(Operations Barring Unit)
  - ↳DBSチェック運営(Operations Disclosure Unit)

## DBSが照会する主なデータ等

### ○内務省管理データ

#### \* PNC (Police National Computer)

警察が記録した特定の被疑者の逮捕詳細、追訴・起訴・有罪判決に関する情報、警察が発した注意処分等の裁判外刑事処分の情報等が保存されている。

### ○地方警察管理データ

#### \* PLX (Police Local Cross Referencing Database/Police Local Exchange)

被疑者等の氏名、生年月日等個人情報と地域警察が独自に有する個人の機微情報(有罪にならなかった事案に関する情報等)が保存されている。

### ○就業禁止者リスト

#### \* 子どもや脆弱な大人と接する仕事に就けない者のリスト

特定の犯罪により有罪判決を受けた者、特定の犯罪歴チェック時に開示された犯罪歴を持つ者、またDBSへの通報を基に組織的な判断の結果決定された者が掲載。なお、規制対象活動(後述)を行う団体・人材派遣業者は、児童に危害を与えるおそれがある者がいる場合にDBSに通報の義務がある。

## DBSと協働する団体・機関等

### \* 協働団体(Keepers of Registers)

DBSに通報する権限を持つ等、子どもの安全確保のためにDBSと協働することが法に定められた、教育・社会福祉・医療分野の団体(例:学校教員の登録・管理団体 等)

### \* 監督機関(Supervisory Authorities)

DBSに通報する権限を持つ等子どもの安全確保のためにDBSと協働することが法に定められた機関(例:教育の質保証機関、非営利団体の登録・管理機関 等)

## イギリスにおける犯罪歴照会制度

### 就業禁止決定

- DBSは、就労希望者が特定の重大な犯罪（深刻な暴力的・性的犯罪等）で有罪判決を受けたことがある場合、こども等に危険を及ぼすと確信できる判決以外の情報を持っている場合に**一定の職業（規制対象活動（後述））に就くことを法的に禁止するため、就業禁止者リストを作成し管理**をしている。
- DBSが、こども等と関わる仕事に就くことを禁止する決定をした場合、その決定を下された者がそのような仕事に就くことは刑事犯罪となり、また使用者が事情を知りながら職務に採用することも刑事犯罪となる。

#### 就業禁止者リスト掲載の決定方法

- ・ 特定の重大犯罪で有罪とされた又は警告を受けた者は、警察からDBSに対して情報提供がなされ、自動的にリストに掲載。
- ・ 使用者や各種機関等からのDBSへの通報情報に基づき、DBS内で審議を行い、こども等に危害を与える可能性があると判断された場合に掲載。（掲載への不服申立て等のプロセスあり）

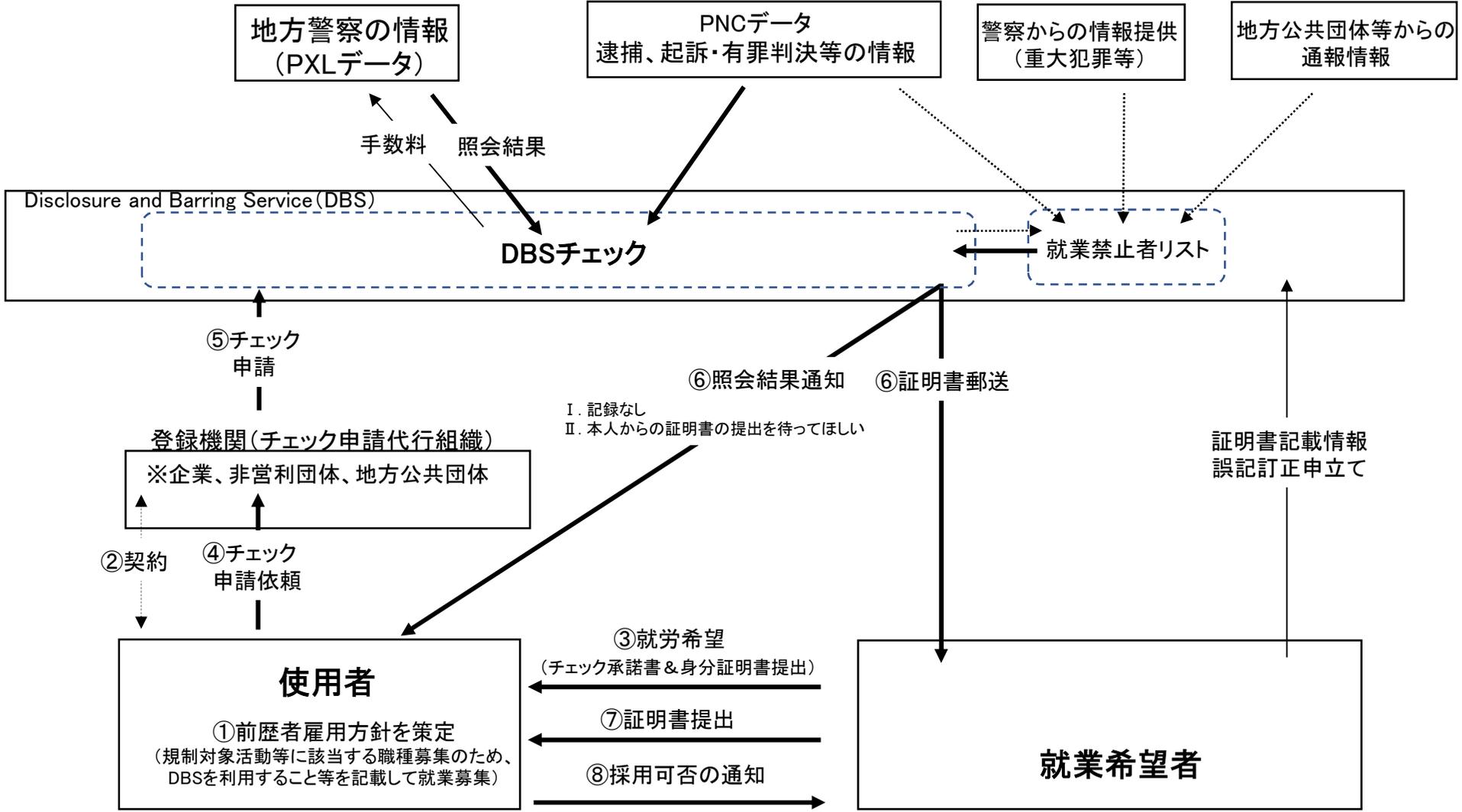
### 証明書の種類

職種や業種ごとに対象が分けられた、4種類の証明書がある。基本的に「基本チェック」を経た証明書発行の申請は職業等に関わらず可能だが、**こどもと接する職業等については、「拡張チェック」「就業禁止者リスト付き拡張チェック」を経た証明書での就労可否の確認が必要となっている。**

	基本チェック	標準チェック	拡張チェック	就業禁止者リスト付き拡張チェック	
証明書の用途	・使用者の要請により提出	・公務員の採用可否判断 ・雇用継続時あるいは公的資格の取得時に犯罪歴を確認	・使用者が被用者の採用可否判断 ・雇用継続時に犯罪歴を確認	・使用者が被用者の採用可否判断 ・雇用継続時に就業禁止者リスト掲載者を排除	
証明書利用可能業職種	全業種	公的な職種 資格や登録を要する職種	規制対象活動（後述）のうち期間条件等に合わないものや保育所の経営者、等	規制対象活動（後述）や特定施設で活動を行う職種	
証明書申請者	本人（18歳以上） ----- 使用者（被用者同意あり）	使用者（被用者同意あり）	使用者（被用者同意あり）	使用者（被用者同意あり）	
証明書受領者	本人、被用者	被用者	被用者	被用者	
証明書掲載内容	PNCデータの内、掲載期間未経過の裁判所による有罪判決及び警察官による裁判外刑事処分のうち条件付注意処分	掲載	掲載	掲載	
	PNCデータの内、掲載期間に関係なく選別された特定の裁判所による有罪判決及び警察官による裁判外刑事処分（例：こどもへの虐待、卑猥な暴行等の有罪判決）	－	掲載	掲載	
	PLXデータの内、警察官がDBS証明書に掲載するべきと判断した機微情報	－	－	掲載	掲載
	就業禁止者リスト情報への掲載の有無	－	－	－	掲載

# イギリスにおける犯罪歴照会制度

**証明書発行フロー概要図**  
(就業禁止者リスト付き拡張チェックの場合)



※DBSチェックの申請は、DBSの認可を受けて登録された登録機関を通して行うことができる。  
 ※証明書発行までの所要時間は14日間程度が目標とされている。  
 ※DBSチェックでは申請があった時点での情報を提供するため、就労中の被用者に新しい犯罪歴が情報として追加されたとしても、使用者は再度申請をしないとその情報を受け取れない。



## ドイツにおける犯罪歴照会制度

### 犯罪歴照会制度

- ドイツでは、こどもの福祉(保育等)に関する者の雇用や配置の際は、拡張無犯罪証明書を確認すべきことなどが定められている。特に、公的な青少年福祉団体、独立した青少年福祉団体は、性犯罪等の特定犯罪の有罪判決を受けた者をこどもの福祉に関する職種へ雇用したり配置したりしてはならないことが規定されている。(※独立した青年福祉団に属さず、公的な支援を一切受けていない団体がこどもと接する活動をする場合、証明書利用は任意)
- また、学校で雇用される教師やアシスタント、教育実習生等の雇用や受け入れについては、州法で拡張無犯罪証明書を確認すべきことが規定されており、州によって対象が公立学校のみか私立学校も含まれるかが異なっている。※ドイツにおける「こども」は18歳未満のことを指す

公的な青少年福祉団体	独立した青少年福祉団体
社会法典が規定する社会福祉サービスの地方自治体における公的な責任機関であり、州が州法で決定する。主に地方自治体が定められていることが多い。	地域においてこどもを対象とした社会福祉サービスに係る非営利の事業者。幼児保育や、児童教育、養子縁組、非行少年の自立支援等を行う団体や公法に基づいて設置された教会、宗教団体、スポーツ団体、スポーツクラブ、スポーツ施設等

### 証明書発行機関と証明書の種類

#### ○証明書発行機関：連邦司法庁第4局(連邦司法省の外局)

連邦司法省の外局。連邦司法庁は8局から構成される組織であり、司法庁全体で1300人程度が従事している。第4局は証明書発行だけではなく利用するデータ管理も行っている。

#### ○証明書発行に利用するデータ：連邦中央登録簿

連邦州と検察庁が管理していた犯罪記録と連邦政府が管理していた犯罪履歴を統合したことによって開始されたもの。(現在は連邦司法庁が管理)

#### ○発行される証明書の種類

職種ごとに対象が分けられた、3種類の証明書がある。単純無犯罪証明書の発行の申請は職業等に関わらず可能だが、こどもの福祉(保育等)に関する職種等については、拡張無犯罪証明書の発行申請を行うこととなっている。

	単純無犯罪証明書	拡張無犯罪証明書	公的利用無犯罪証明書	
証明書の用途	使用者の要請により申請・提示	使用者の要請により申請・提示	裁判所の特定職員の職権での確認	
証明書利用可能職種	全職種	こどもと接するあらゆる職種	—	
証明書申請者	本人(14歳以上)	本人(14歳以上の被用者)	裁判所職員	
証明書受領者	本人	本人	—	
証明 書に 掲載 される 犯罪 歴	①裁判所により有罪とされた90日未満の拘禁刑、90日分未満の罰金刑	—	記載 (こどもの保護の観点から規定された有罪とされた刑のみ)	
	②裁判所により有罪とされた90日以上、90日分以上の拘禁刑、90日分以上の罰金刑	記載	記載	
	③公的な青少年社会福祉機関での就労が禁止される犯罪歴	重大な性犯罪のみ記載 (こどもへの性的虐待等)	全ての性犯罪の有罪判決を記載 (セクハラ行為、こどものポルノ映像製造等も含む)	記載
	④事業許可や銃器所持免許の取消等の処分歴、裁判所による措置入院決定	—	—	記載
	⑤社会復帰の促進のために記載しないと規定されている事項	—	有罪とされた90日以上、90日分以上の拘禁刑、90日分以上の罰金刑のうち、再犯の恐れがあることから改善保安処分が決定された有罪判決等は特例で記載	記載

# ドイツにおける犯罪歴照会制度

## 証明書に掲載される犯歴の期間

- 有罪判決の種類によって、最低3年最長20年経過で記載されなくなるものがある。但し、規定年数が経過しても掲載され続ける有罪判決も存在。

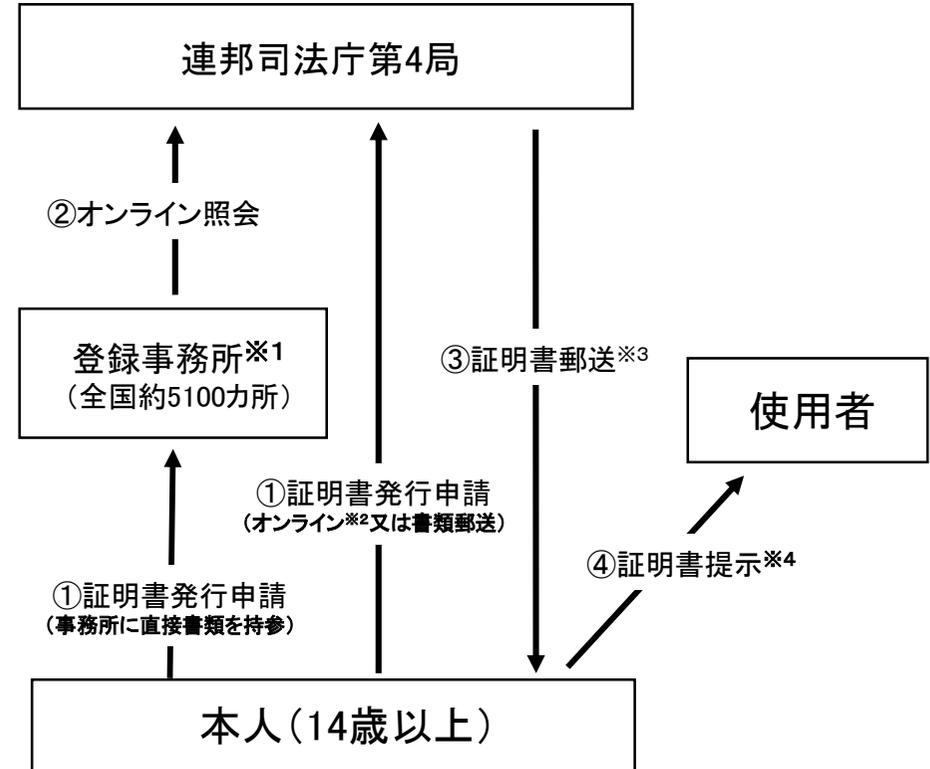
犯罪歴証明書の記載が削除されるまでの期間 【起算日：第1審の判決日】		
単 純 無 犯 罪 証 明 書	罰金刑、3か月以下の拘禁刑 / 1年以下の執行猶予付き拘禁刑	3年
	その他の有罪判決	5年
	未成年に対する重大な性犯罪(※)(単純無犯罪証明書に記載のもの)による1年を超える拘禁刑、少年刑	10年
	拡張無犯罪証明書に記載される犯罪のうち、1年を超える拘禁刑、少年刑	
児童(14歳未満)に対する性的虐待等による有罪判決、1年を超える少年刑	20年	
上記に関係なく削除期間が決められているもの	無期懲役、14歳未満に対する性的虐待・性的虐待致死で5年以上の拘禁又は3年以上の拘禁で再犯、保安監置命令、医療刑務所収容命令	削除なし

※拡張無犯罪証明書に必ず記載される有罪判決のうち、単純無犯罪証明書に記載される犯罪。(以下の表のうち★の有罪判決等)

拡張無犯罪証明書に必ず記載される有罪判決の罪名又は構成要件
★ 保護、支配、養育、訓練、支援、看護の関係にある18歳未満に対する性的虐待
★ 受刑者、被收容者、施設内の病人又は要援助者に対する性的虐待
★ 官職の地位を利用した性的虐待 / 相談、治療、又は世話をを行う関係を利用した性的虐待
★ 14歳未満に対する性的虐待、性的虐待のうち犯情の重いもの、性的虐待致死
★ 性的暴行・強姦、これらによる致死、抵抗不能な者に対する性的虐待
★ 16歳未満に対する医療又は機会の提供時における性的行為
★ 18歳未満に対する本人の窮状に乗じた性的虐待、16歳未満に対する性的虐待
16歳未満に対する養育・監護義務違反 / 看護又は監護を要する18歳未満に対する拷問、虐待、又はネグレクト
売春業者による未成年者への住居提供、売春斡旋 / 違法売春行為 / 売春斡旋 /
18歳未満の住居又は学校等の近隣における売春行為 / 人身売買、売春の強要、労働の強要 / 誘拐 /
18歳未満の略取、18歳未満の人身売買 / 18歳未満の裸を撮影・制作し第三者に販売する行為
18歳未満に対するポルノ文書の提供、頒布、貸出、アクセスを可能にする行為
暴力又は獣姦ポルノの所持、公共への流布、頒布、制作、取得、流通、保管、広告、輸出入
14歳未満のポルノの公共への流布、頒布、制作、取得、流通、保管、広告、輸出入
14歳以上18歳未満のポルノの公共への流布、頒布、制作、取得、流通、保管、広告、輸出入
14歳未満又は14歳以上18歳未満をポルノに参加させる、又は組織する行為 / 露出席行為
放送、メディア、遠隔サービスによるポルノ表現の頒布 / 子どものような外観のセックス人形の販売、取得、所持
徒党を組んでの性的暴行・強姦又はセクハラ行為 / セクハラ行為 / 公然わいせつ行為 / 下着等の盗撮

## 証明書発行フロー概要図

- 証明書発行申請は、登録事務所を通じてか、直接申請の2種類の方法がある。いずれの方法でも証明書は申請者に直接郵送される。
- また、拡張無犯罪証明書の取得申請の際は、本人が対象職種への就業希望であり、使用者が、本人への証明書発行を要求している書面が必要と法に規定されている。



※1: 連邦政府、州政府、地方自治体が提供する各種行政サービスのワンストップ窓口

※2: オンライン申請は連邦政府を提供するアプリをダウンロード済のPC、ICカードリーダー、ICチップ付身分証明書がないと申請できない。

※3: いずれの方法でも申請してから1~2週間程度で証明書が郵送される

※4: 使用者は証明書の提示を受けるが、証明書のコピーはできず、証明書は返却しなければならないこととなっている。

## フランスにおける犯罪歴照会制度

### 犯罪歴照会制度

- フランスでは、教育機関等こどもに関わる職種への雇用の際やこどもに関わる職種に従事している者の定期確認の際は、犯罪歴照会(前科簿第2号票、FIJAIS登録情報確認)を行うことが義務付けられている。
- 採用希望者や被用者に犯罪歴がある場合は、犯罪歴があるという理由のみで不採用や解雇を行うことはできず、犯罪歴と職種等が不適合であると判断できる場合に不採用や解雇をすることが可能となる。 ※フランスにおける「こども」は18歳未満のことを指す

### 証明書発行機関と証明書の種類

○ 証明書発行機関:

#### 司法省刑事・恩赦局 国家犯罪記録部

国家犯罪記録部は、241名(2021年の人数)の職員が従事しており、証明書発行の他、証明書発行に利用するデータも管理をしている。

○ 発行される証明書の種類

職種ごとに対象が分けられた、3種類の証明書がある。こどもの安全確保の目的では、前科簿第2号票とFIJAIS登録情報が利用される。FIJAISは、性的又は暴力的な再犯防止や加害者の情報登録のために作成された犯罪歴のデータであり、前科簿第2号票に犯罪歴が掲載される期間よりも長い期間登録されるものがあることから、前科簿第2号票を補完する形で利用される。

○ 証明書発行に利用する主なデータ:

**前科簿**: 裁判所の全決定が記録されているデータ

**性的な又は暴力的な犯罪加害者の国家司法ファイル(FIJAIS)**

終身刑、5年以上の拘禁が課せられる重罪に該当する性的犯罪又は暴力的犯罪の有罪判決、未成年者に対する犯罪の有罪判決について、加害者の情報と罪名が登録されたデータ  
(Fichier judiciaire national des auteurs d'infractions sexuelles ou violentes)

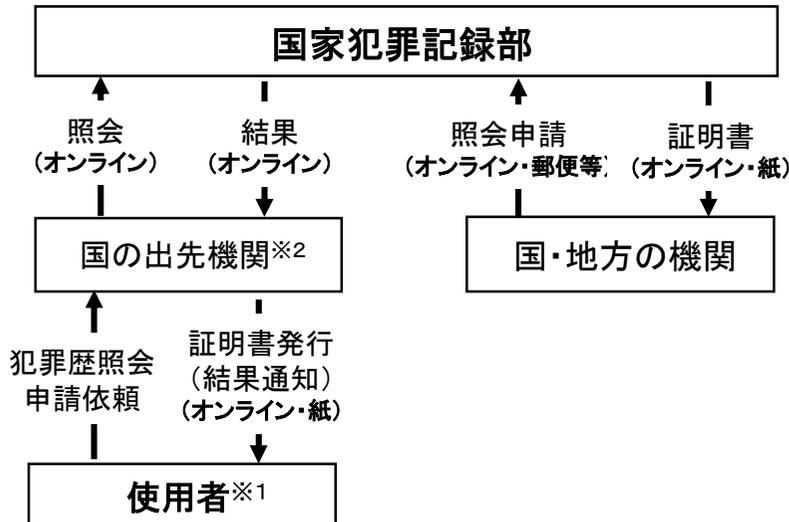
	前科簿第1号票	前科簿第2号票	FIJAIS	前科簿第3号票
証明書用途	司法/刑事当局の業務上の利用のため	・公的機関の職員採用時のチェック ・選挙に立候補する者のチェック ・文化・教育・社会的活動においてこどもと接する者の採用時等のチェック	・未成年者との接触を伴う職業、及びこれらの活動または職業の行使の管理	・使用者の要請により提示するため ・本人が確認するため
証明書利用可能職種	—	・公的機関、選挙管理機関 ・文化・教育・社会的活動の職種	未成年者と接触する機会のある職種	全職種
証明書申請者	司法/刑事機関	使用者 (公的機関や文化・教育・社会的活動を行う機関・学校・団体)	未成年者と接触する機会のある職種の使用者	本人
証明書受領者	司法/刑事機関	使用者	使用者	本人
証明書に掲載される犯罪歴	未成年時の犯行を含む裁判所の全決定(ただし削除された決定を除く)	第1号票から以下の情報等を除いたもの ・未成年者に対する決定 ・違警罪の宣告及び3万ユーロ未満の罰金 ・判決の放棄又は判決の延期を伴う有罪判決 ・親権の喪失を宣告する決定 ・執行猶予付きの判決で保護観察期間が終了した場合 ・国外退去命令の取消し ・刑事和議	・強姦・性的暴行 ・未成年者の誘拐、人身売買、売春斡旋 ・未成年者に対する性的虐待、性器切断の扇動 ・未成年者に対する電子通信による性的侵害 ・未成年者に対する故殺・謀殺及びその再犯 ・15歳未満の未成年者に対する性的侵害 ・15歳未満の未成年者の性器切断又は恒久的な障害につながる暴力、拷問、野蛮行為 ・未成年者が認知できる状況の下での暴力又はポルノ又は人の道徳を著しく損なう性質を有する情報の作出、転送、伝播及びそれを用いた経済活動	・重罪又は軽罪の有罪判決を受け執行猶予無し2年以上の拘禁 ・重罪又は軽罪の有罪判決を受けて執行猶予なし2年未満の拘禁で裁判所が記載を命じたもの ・執行中の特定の剥奪又は禁止処分 ・未成年者との日常的な接触を伴う職業的又は自発的な活動を禁止する社会司法的なフォローアップ措置及び制裁 ・フランス国民に対する外国の裁判所による執行猶予なし2年以上の拘禁

# フランスにおける犯罪歴照会制度

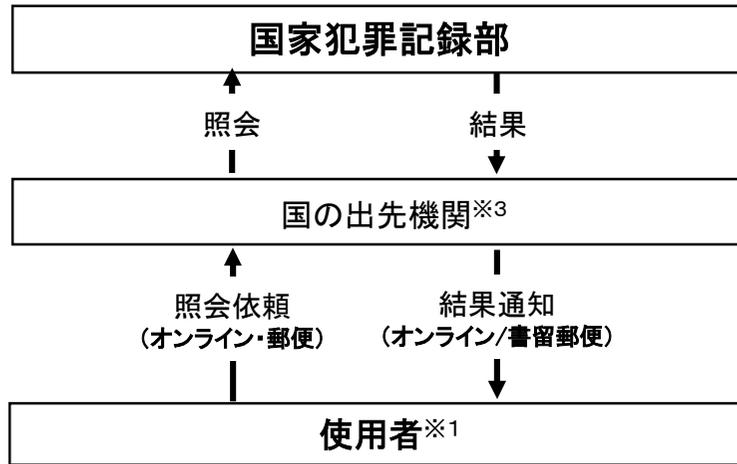
## 証明書発行フロー概要図

- 未成年者に文化活動、教育活動、社会活動を提供する団体等(使用者)は、国の出先機関に犯罪歴照会依頼をすることで、前科簿第2号票、FIJAIS登録情報を受領することができる。照会依頼～回答手続きはオンラインで行うことが規定されているが、紙等による手続きも容認されている。

### 前科簿第2号票の申請フローの概要



### 性的な又は暴力的な犯罪加害者の国家司法ファイル登録情報の申請フローの概要



**【FIJAIS通知内容】**  
 ①FIJAISに該当人物の身元情報が存在しない  
 ②FIJAISに該当人物かもしれない身元情報が1つ以上存在している  
 ③FIJAISに当該人物に間違いのない身元情報が存在する

- ※1：未成年者に文化活動、教育活動、社会活動を提供する団体等（公法、私法上の法人）
- ※2：経済・雇用・労働・連帯のための地域総局(全国41か所)又は青少年司法保護局の地方出先機関である地域間総局(全国9か所)
- ※3：使用者の団体等が属する行政分野の国の出先機関

## 証明書等に掲載される犯歴の期間

- 有罪判決の種類で掲載される期間が異なっており、同じ有罪判決でも「前科簿」と「性的な又は暴力的な犯罪加害者の国家司法ファイル」で掲載される期間が行っている場合もある。

前科簿第2号票 / 前科簿第3号票		性的な又は暴力的な犯罪加害者の国家司法ファイル (FIJAIS)	
罰金刑	決定日から3年	重大犯罪（故殺、強姦等）	登録通知※から30年
1年未満の拘禁刑	決定日から5年	罰金等が課される犯罪	登録通知から10年
1年以上の拘禁刑 合計5年を超えない拘禁刑の有罪判決	決定日から10年	その他の犯罪	登録通知から20年

※登録通知：裁判官がFIJAISへの登録を本人に通知した日、又は、裁判所が判決で本人に拘禁刑を科した場合は行政施設から出所した日

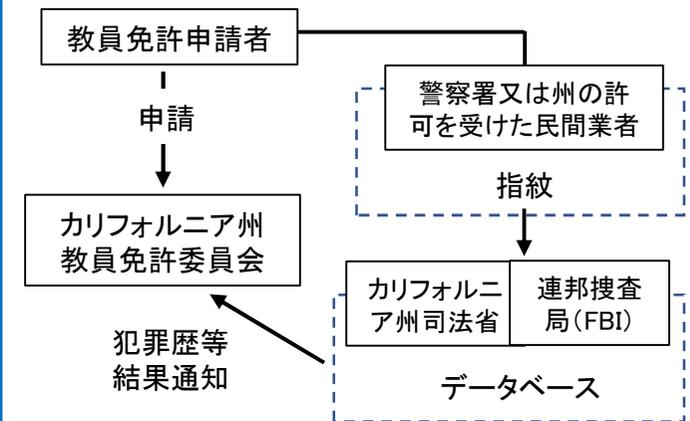
## アメリカ(カリフォルニア州)におけるこども関連業務従事者の犯罪歴等照会制度

- アメリカ(カリフォルニア州)では、こども関連業務従事者への犯罪歴等照会制度として、被用者の逮捕歴、犯罪歴、量刑情報、性犯罪者登録状況を照会する制度がある。また、氏名や登録居住地等の性犯罪者登録状況は公表されている。制度の詳細は以下のとおり。

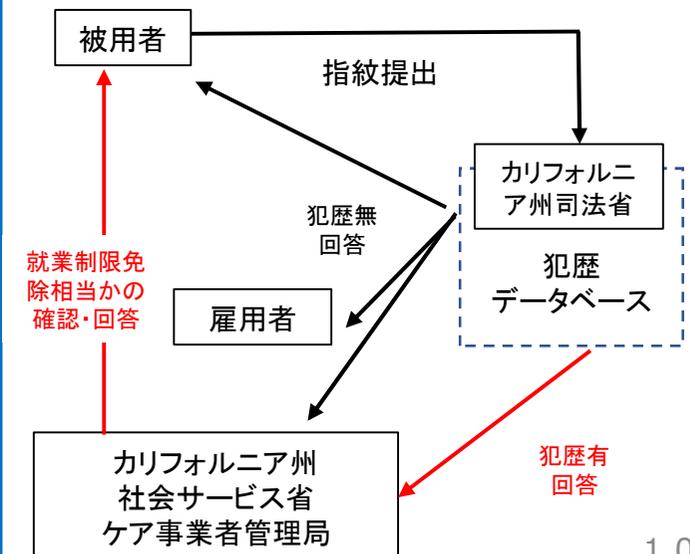
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリフォルニア州では、カリフォルニア州刑法典やその他州法律で定める職種等に対し指紋による犯歴等の照会が義務付けられ、あるいは可能とされている。</li> <li>・学校教育関連業務従事者に対しては、犯歴がある場合は欠格事由や採用拒否事由となり、その確認のため犯歴等照会が採用時に義務付けられている。</li> <li>・一定の条件を満たす保育関係業務従事者に対しても前歴調査が義務付けられている。これらの者は軽微な交通違反以外の犯歴がある場合、政府から就業制限免除認定を受けない限り就業禁止とされる。</li> <li>・なお、カリフォルニア州では、性犯罪者の登録情報がWEB上に公開されており、誰でも、誰のものでも、登録の有無を自由検索することが可能である。</li> </ul>
制度関係法	すべてのこどもが成功するための法律(連邦法)、カリフォルニア州教育法典、カリフォルニア州保健及び安全法典、カリフォルニア州刑法典、等
犯罪歴等照会担当機関	カリフォルニア州司法省
犯罪歴等照会対象職種・活動等	学校教職員(事務員・用務員等含む)、学校ボランティア、学校の出入り業者、保育・児童養護施設の被用者のうちこどもと接触する者(ボランティア含む)
照会対象犯罪等	<p>(学校教育関連業務従事者を対象にしたものに限る)</p> <p>①カリフォルニア州刑法典の特定の条項に基づく救済(執行猶予・保護観察の満了・恩赦)の対象とならない全ての有罪判決 ※学区、郡教育事務所、私立学校、特別支援学校等からの照会に対しては、救済の有無に関わらず2020年1月1日まで遡った全ての有罪判決 ※保健安全法典で定める規制薬物犯罪における5年以上前の有罪判決であって、カリフォルニア州刑法典における特定の条項に基づく救済の対象となったものに関する情報は含まない</p> <p>②公判が開始されていない罪に関する全ての逮捕情報</p> <p>③性犯罪者登録状況(氏名、登録居住地、生年月日、顔写真等)</p> <p>④量刑情報</p>
照会結果の活用方法	学校教育関連業務従事者に対しては欠格事由、採用拒否事由が存在し、該当有無の確認のために犯歴等照会が採用時に義務付けられている。保育関連業務従事者に対しては、軽微な交通違反以外の犯歴がある場合、社会サービス省ケア事業者管理局から就業制限免除認定を受けない限り、保育関連施設での就業を禁じられる。

### 証明書発行フロー図

①カリフォルニア州の教員免許申請・更新の欠格事由である犯罪歴等確認を目的とした照会時の例



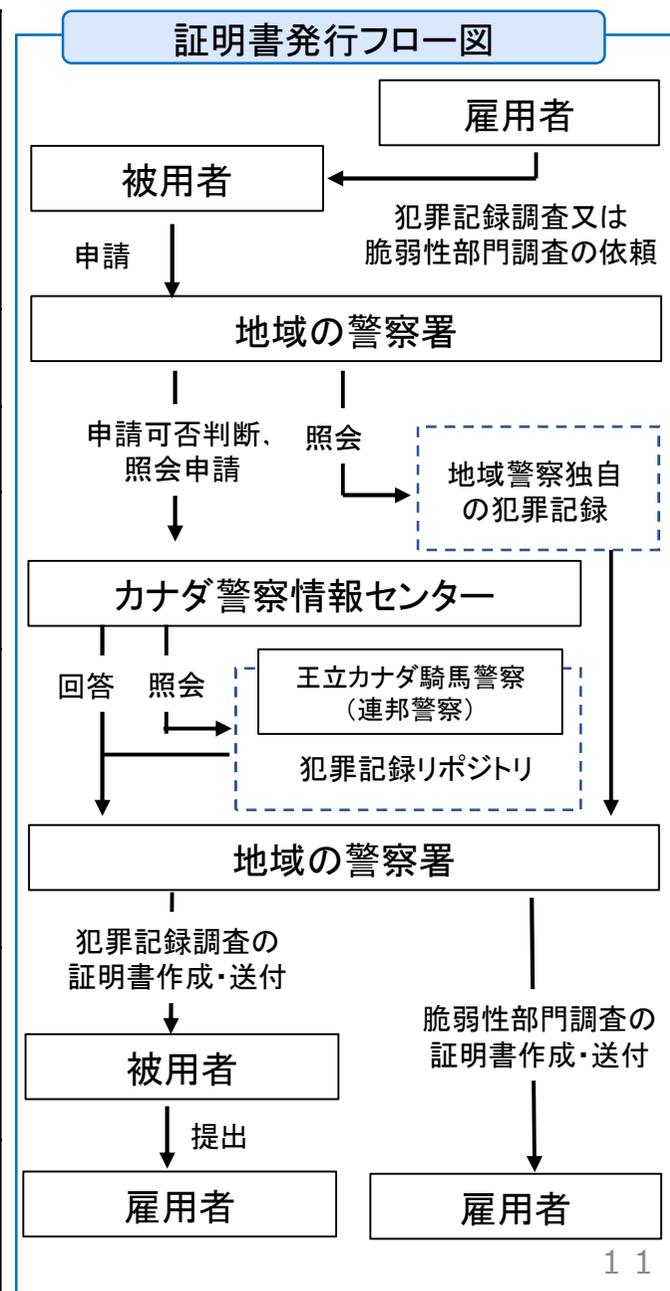
②保育関連業務従事者就業時の犯歴等照会例



## カナダにおけるこども関連業務従事者の犯罪歴等照会制度

- カナダでは、こども関連業務従事者への犯罪歴等照会制度として、WEBで公開されている「裁判記録」と地域の警察署が行う「犯罪記録調査」、「脆弱性部門調査」が存在する。それぞれについての詳細は以下のとおり。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダでは各州ごとに「裁判記録」が公開されており(民事・刑事・交通事件含む、少年事件除く)、WEB上で誰でも、誰のものでも、有罪判決の有無を自由検索することが可能。</li> <li>・また、「犯罪記録調査」が存在し、全ての者を対象にしており、本人の申請に基づき当人の犯歴を本人が確認可能。</li> <li>・なお、「脆弱性部門調査」については、こども関連業務従事者や脆弱者(年齢、障害等により他人に依存する立場にある者、または信頼または権限のある者から危害を受けるリスクが一般人よりも高い者)が対象。本人の同意に基づき、当人の犯歴に加え性犯罪に関する封印・停止された犯罪歴の有無も雇用者が確認できる。</li> </ul>
制度関係法	犯罪記録法、少年刑事司法法、王立カナダ騎馬警察による犯罪記録情報の提供に関する省令、犯罪記録情報の提供方針、等
犯罪歴等証明書発行機関	地域の警察署
犯罪歴等照会対象職種・活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱性部門調査は、こどもや脆弱者との関係で、信頼を受け、または、権限を有する、有償または無償の職務(犯罪記録法の要件を満たす職務)を対象とする。</li> <li>・照会対象者に対して犯罪記録調査で足りるか、脆弱性部門調査まで必要かの判断は雇用者の責任で行われるべきものとされ、職種等による一律の基準は存在しない。</li> </ul>
照会対象犯罪等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「裁判記録」は、罪種を問わず全ての犯罪が照会対象。</li> <li>・「犯罪記録調査」も、罪種を問わず全ての犯罪が照会対象。加えて、連邦の各種特別法や州法上の犯罪も照会対象で、裁判所の判決・決定に加え公訴提起情報を含む。</li> <li>・「脆弱性部門調査」の照会対象犯罪等は、犯罪記録調査と同様。そのうち、犯罪記録法で指定される性犯罪については、封印・停止された犯罪記録も照会対象。</li> <li>※封印とは、判決日から一定の期間ののちに犯罪記録から開示されなくなること</li> <li>※停止とは、連邦の仮釈放委員会が、本人の請求に基づき品行方正などを認め犯罪記録から開示されなくなること</li> </ul>
証明書への犯罪歴掲載期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪記録調査」において、有罪判決のうち絶対的または条件的免除判決は、判決日から1年後または3年後に自動的に犯罪記録が封印され、証明書に記載されなくなる。また、連邦の仮釈放委員会が犯罪記録を停止した場合も、証明書に記載されなくなる。それらに該当しない限り、有罪判決は無期限で記載される。</li> <li>・「脆弱性部門調査」にて開示される封印・停止された性犯罪記録の証明書掲載期間は無期限。</li> </ul>
照会結果の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪記録調査」結果である刑法上の犯罪歴に基づく就労差別ができるかは州により異なるが、州法上の軽犯罪記録や封印・停止された刑法上の犯罪記録に基づく就労差別は全国的に禁止されている。また、各種調査は採用時スクリーニングの一手段に過ぎず、雇用決定に際する決定的な唯一の手段とすべきではないとされる。</li> </ul>



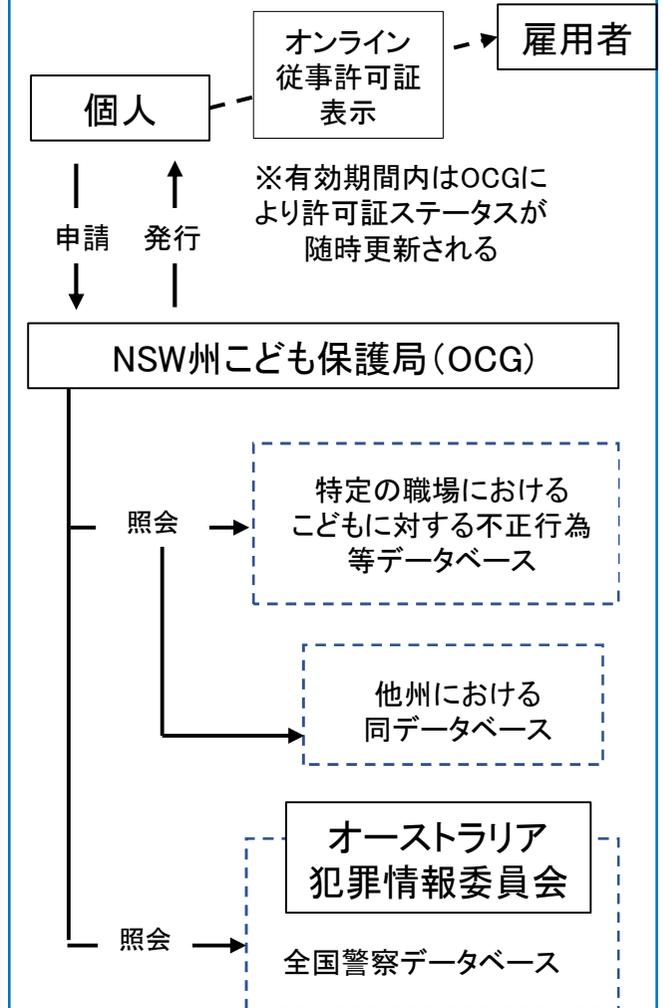
## オーストラリア(ニューサウスウェールズ州)におけるこども関連業務従事者の犯罪歴等照会制度

オーストラリア(ニューサウスウェールズ州)のこども関連業務従事者への犯罪歴等照会関連制度は「こどもと仕事等をするための審査・許可制度」である。犯罪歴等照会の結果を踏まえ発行される就業許可証が無いとこども関連業務への従事はできない。制度詳細は以下のとおり。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリアでは、業職種限らず、様々な目的で犯罪歴等照会が可能にされている。その中でもこども関連業務従事者に対する犯罪歴等照会に関しては、「こどもと仕事等をするための審査・許可制度(Working with Children Check: WWCC)」があり、制度は各州で運用されている。</li> <li>・ニューサウスウェールズ(NSW)州のWWCC制度では、対象者の審査結果に基づきこども関連業務従事許可証を発行している。NSW州では、有効な従事許可証を被用者等が保持又は申請中でない限り、こどもと関わる業務を行う又は当該被用者等をこども関連業務に従事させることは法律で禁止されている(雇用者・被用者等いずれも犯罪である)。NSW州のWWCC制度では、全国警察データベースの情報と、特定の職場におけるこどもに対する不正行為等データベースの情報が照会される。</li> </ul>
制度関係法	NSW州こども保護(こどもと仕事等をする)法(2012年)、NSW州こども保護規定(こどもと仕事等をする)(2013年)、NSW州こども保護局法(2019年)、NSW州プライバシー及び個人情報保護法(1998年)等
従事許可証発行機関	NSW州こども保護局(OCG) ※NSW州地域社会司法省のサテライト機関
犯罪歴等照会対象職種・活動等	<p>こどもと対面・オンラインで直接関わり、こども関連の保育・福祉・保護・医療・教育・習い事やクラブ・娯楽・司法・宗教・居住・交通等サービスを提供することが業務の通常部分である者(自営業者・委託業者・ボランティア・教育実習生・宗教指導者を含む)</p> <p>※業務に付随し一時的にこどもと対面・オンラインで接する業務につく者は対象外</p>
照会対象犯罪等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる犯罪種別の有罪判決(取消・無効・恩赦されたものを含む)、あらゆる逮捕歴(審理・証明・却下・撤回・免責の有無を問わず)、告発をされた記録等</li> <li>※軽犯罪(有罪かは問わず)のうち裁判所との誓約により裁判手続きが終了したもの、少年犯罪も含む</li> <li>・NSW州OCGが運営する「報告すべき行為枠組み」に基づき各団体等から通報された、職場におけるこどもに対する不正行為(例:こどもに感情的・心理的に著しい加害を加える言動)の記録</li> <li>※NSW州こども保護局法で定める「関連組織」は、法で定める場合において、法で定める被用者等の行為等をNSW州こども保護局に報告する義務がある。</li> </ul>
従事許可証有効期間	<p>5年間</p> <p>※NSW州こども保護局は、発行した従事許可証の所持者に関する対象犯罪等の情報に更新がないか、有効期間の間監視しており、対象犯罪等が生じた場合はステータスが更新される。</p>
照会結果の活用方法	WWCC従事許可証発行可否の判断、また既に発行された従事許可証のステータス変更(一時停止・取消)の判断に使用される。

### 従事許可証発行フロー図

※身分証明以外、申請手続きはオンラインが主

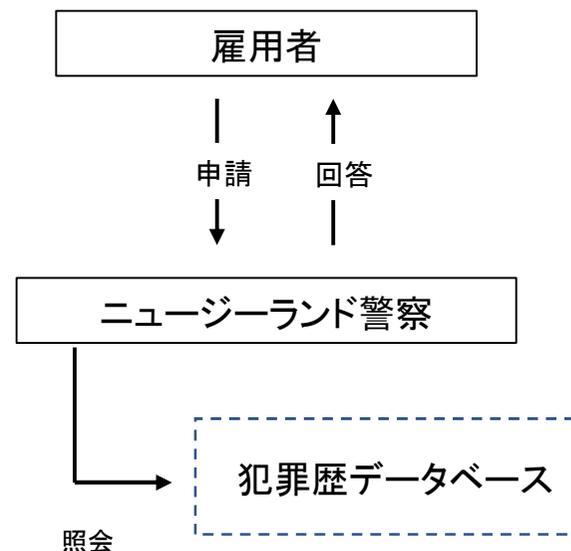


ニュージーランドでは、こども関連業務従事者への犯罪歴等照会関連制度として「安全性審査」が存在する。犯罪歴や職歴等を雇用者が確認し、本人の安全性を審査するが、特定の犯罪歴を持つ者はこども関連業務における「中核職員」として従事できない。制度詳細は以下のとおり。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュージーランドでは、学校や保育所等指定された機関において、こどもと関わる職員等に対し安全性審査を行うことが義務とされる(違反した場合犯罪である)。安全性審査は、対象者の犯罪歴照会結果をはじめ、当該者の直近5年間の職務経歴書情報等を基に、上記指定された機関において行われる。</li> <li>・指定された機関では、重大な性犯罪又は暴力罪等といった特定の犯罪歴を持つ者を、こどもと関わる職員等のうち中核職員として従事させることが禁止されている(雇用者に対する犯罪である)。なお、上記特定の犯罪歴を持つ者は、中核職員ではなく一般的な「こどもと関わる職員等」として従事することは妨げられない。</li> <li>※中核職員とは、こどもと関わる職員等のうち、こどもと単独で関わる又はこどもに対して第一の責任を持つ職員のことを指す。</li> <li>※中核職員として従事することが禁止されている者は、真摯な更生の証拠があれば、本人の申請を基に中央省庁の長の権限で中核職員としての従事禁止免除がされる。</li> </ul>
制度関係法	2014年こども法、2015年こどもの(こどもと関わる職員等の安全性審査に対する要件)規則、2016年こども保護法(こども性犯罪者政府省庁登録制度)、1993年個人情報保護法、2000年雇用関係法、等
犯罪歴照会結果発行機関	ニュージーランド警察
犯罪歴等照会対象職種・活動等	こどもと関わるサービス(福祉、支援、司法、健康、教育、輸送、警察、地方自治体におけるサービス)を提供する指定機関において、定期的に又は夜間に、かつ保護者の監督外でこども関連業務に従事する者
照会対象犯罪等	<p>以下の「特定の犯罪」(未遂・共謀・事後従犯含む)が対象とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殺人罪、過失致死罪</li> <li>・性的暴行の罪等</li> <li>・こどもや重度障害者に対する性的虐待罪</li> <li>・獣姦や近親相姦に関わる罪</li> <li>・こどもに対するセックスツーリズムへの参加等</li> </ul>
犯罪歴照会対象期間	無期限
犯罪歴照会結果の活用方法	雇用者が行う安全性審査において、審査対象者が、こどもと関わる職員等のうち中核職員として従事することが禁止されている者か否かに関する判断に使われる。

### 犯罪歴照会フロー図

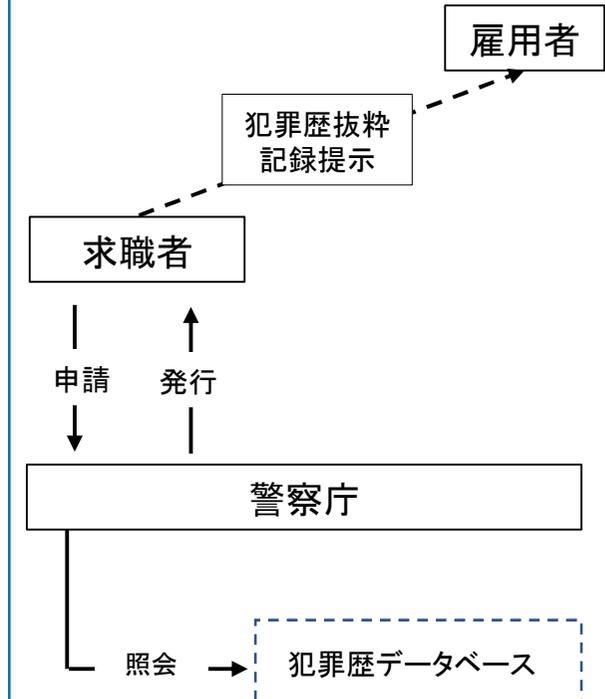
※「安全性審査」の要素のうち、犯罪歴照会部分のみを示したもの



スウェーデンではこども関連業務従事者への犯罪歴照会制度が存在するが、犯罪歴がある者をこども関連業務へ従事させることは禁止されておらず、雇用者の判断に任されている。制度詳細は以下のとおり。

制度概要	スウェーデンでは、こども関係業務従事希望者の採用が内定した段階において、雇用者が当人の犯罪歴抜粋記録を提示するよう求めることができる。雇用者は犯罪歴抜粋記録を提出しない者を雇用することはできないが(義務違反は犯罪である)、被用者の犯罪歴抜粋記録に犯罪歴等があってもこども関連業務への従事は禁止とされておらず、雇用者の判断に任されている。但し子どもの安全・安心への配慮の重要性は強調されている。
制度関係法	学校法、児童とかかわる労働者の登録管理に関する法律、犯罪歴に関する法律、等
犯罪歴抜粋記録発行機関	警察庁
犯罪歴照会対象職種・活動等	幼稚園、就学前課程、小学校、中学校、高校、高等専門学校、特別学校、少数民族(サーミ人)学校、学童保育、その他の教育活動の場で働くことを希望し、応募したうえで、自身の犯罪歴抜粋記録の提示を雇用者から求められた者(教育実習生含む) ※上記の職場で一時的な作業のみを行う者(施設修理技師等)は、犯罪歴照会対象にはならない。
照会対象犯罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪</li> <li>・児童ポルノ関係犯罪</li> <li>・殺人罪</li> <li>・過失致死罪</li> <li>・加重暴行罪</li> <li>・ヒューマン・トラフィッキング罪</li> <li>・加重強盗罪</li> </ul>
犯罪歴照会対象期間	有罪判決を受けてから10年間
照会結果の活用方法	こども関連業務従事希望者の採用について雇用者における検討材料とされる。 ※犯罪歴があってもこども関連業務への従事は禁止されておらず、雇用者の判断に任されている。

犯罪歴抜粋記録発行フロー図

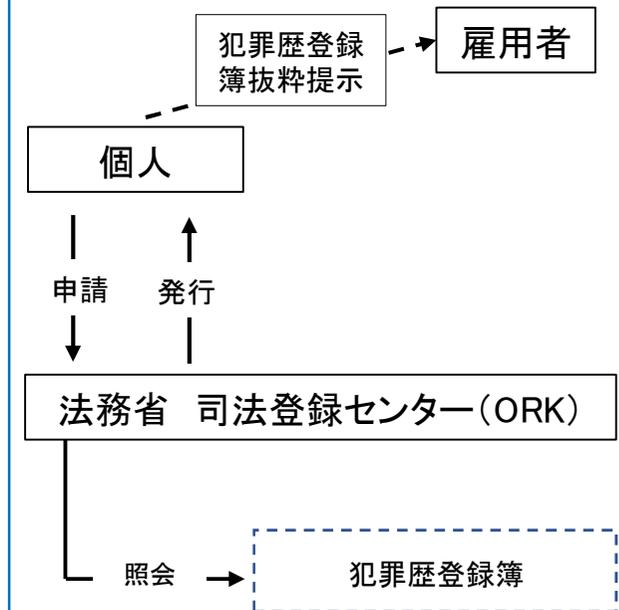


## フィンランドにおけるこども関連業務従事者の犯罪歴照会制度

フィンランドではこども関連業務従事者への犯罪歴照会制度が存在するが、犯罪歴がある者をこども関連業務へ従事させることは禁止されておらず、雇用者の判断に任されている。制度詳細は以下のとおり。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィンランドでは、こども関連業務を行う就労者への犯罪歴照会が2002年に開始され、その後2014年にこども関連業務を行うボランティアの犯罪歴照会が可能となった。</li> <li>一年間のうち3か月を超える期間で雇用契約を結ぼうとするこども関係業務従事希望者に対し、雇用者が当人の犯罪歴登録簿抜粋を提示するよう求めることは義務であり、義務違反は罰金が科せられ得る。ただし、犯罪歴登録簿抜粋に犯罪歴等があってもこども関連業務への従事は禁止とされておらず、雇用者の判断に任されている。</li> </ul>
制度関係法	子どもに関わる就労者の犯罪歴を確認するための法律、子どもに関わるボランティアの犯罪歴を確認するための法律、犯罪歴登録簿法、司法登録センター法、等
犯罪歴登録簿抜粋発行機関	法務省 司法登録センター(ORK)
犯罪歴等照会対象職種・活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の立ち合いなしにこどもの教育、指導、世話等を行う、一年間のうち3か月を超える雇用契約の下働く被用者</li> <li>※一年間のうち3か月以下の雇用契約の下働く場合も、雇用者が被用者の犯罪歴照会をすることができるが、義務ではない。</li> <li>こどもと関わるボランティア(具体的な業務内容については規定されていない)</li> <li>教育実習生</li> </ul>
照会対象犯罪	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポルノ関連罪</li> <li>不同意性交罪等の性犯罪</li> <li>殺人罪等、加重暴行罪</li> <li>人身売買、加重人身売買罪</li> <li>重大な薬物犯罪</li> <li>フィンランド国民及びフィンランド永住外国人がEU諸国又は北欧諸国等で受けた有罪判決のうち、犯罪歴登録簿法で規定されたもの</li> </ul>
照会結果の活用方法	こども関連業務従事希望者の採用について雇用者における検討材料とされる。 ※犯罪歴があってもこども関連業務への従事は禁止されておらず、雇用者の判断に任されている。

### 犯罪歴登録簿抜粋発行フロー図



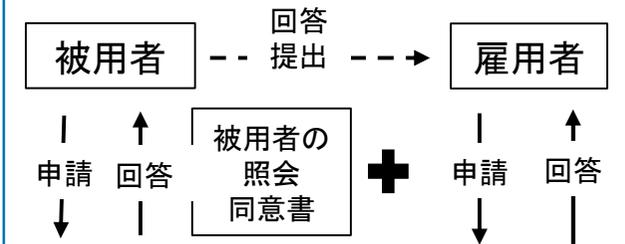
## 韓国におけるこども関連業務従事者の犯罪歴等照会制度

韓国では、こども関連業務従事者への犯罪歴等照会制度に関連して、雇用者や被用者の性犯罪歴に基づき裁判所が言い渡す就業制限命令の有無を照会する制度がある。制度の詳細は以下のとおり。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国では「就業制限制度」が存在し、特定の犯罪による刑又は保安処分宣告の際、その対象者を一定の機関等に関する運営や就業から一定期間制限することを裁判所が命じる制度である。</li> <li>就業制限制度は、対象犯罪、保護対象、就労制限対象職業が異なる3種類（性犯罪者就業制限・児童虐待関連犯罪就業制限・障害者虐待関連犯罪就業制限）あり、各種類別の犯罪歴照会制度が存在する。</li> <li>就労制限対象職業関連機関等を運営する者（雇用者）がそこで就労させようとする者（被用者）について就業制限対象者でないか照会することは法律で義務付けられ、義務違反は行政罰が課される。また、雇用者が被用者について就業制限対象者でないか定期的に照会することも法律で義務付けられ、義務違反は行政罰が課される。</li> <li>※以下述べる内容は、性犯罪歴照会制度（こどもを性犯罪から守ることが制度目的）に限る。</li> </ul>
制度関係法	児童・青少年の性保護に関する法律（以下、「法」）、刑の失効等に関する法律、刑法、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法、児童福祉法、個人情報保護法、等
犯罪歴等証明書発行機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察署</li> <li>警察庁 ※性犯罪歴データベースと犯罪歴回報書発給システム（オンラインでの証明書発行用）を管理</li> </ul>
犯罪歴等照会対象職種・活動等	児童・青少年関連機関等運営者（雇用者）とそこで就労する者（被用者） ※制度創設時より、複数回の法改正をもって、対象機関等が拡大されてきている。
照会対象犯罪等	性犯罪に基づく就業制限命令（前科、検挙歴、逮捕歴、処分歴は照会対象外） ※制度創設時は、児童又は青少年への性犯罪のみ照会対象であったが、法改正をもって成人への性犯罪も対象となった。
証明書への犯罪歴掲載期間	裁判所が言い渡す就業制限命令の期間（上限は10年）
照会結果の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会対象者に対する、就業制限対象職業関連機関等に関する運営や就業の可否判断に使用される。</li> <li>また、雇用者あるいは被用者が就業制限対象であることが判明した場合、中央行政機関の長、地方公共団体の長又は教育監は、雇用者へ機関等の閉鎖を要求することができ、また雇用者へ被用者の解雇を要求することができる。</li> </ul>

### 証明書発行フロー図

※被用者が自分を照会すること、雇用者が被用者を照会すること、共に可能



### 犯罪歴回報発給システムを用いた証明書発行フロー図

※雇用者が被用者を照会する際のみ利用可能

